

令和3年度 子育て世帯への 臨時特別給付金申請のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、現在「子育て世帯への臨時特別給付金」申請手続きを受付中です。申請が必要でお済でない方は、お早めに手続きをお願いいたします。

※申請書をすでに提出された方は審査中です。決定通知または却下通知を郵送しますのでお待ちください。

※先行給付分の申請書がそのまま使えます。



1) 対象児童

- ①令和3年9月30日時点で高校生など（平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ）の児童
 - ※保護者の所得が児童手当（本則給付）の支給対象となる金額と同等未満の場合
 - ※結婚している人は対象外
- ②令和3年9月分の児童手当（本則給付）支給対象となる児童（保護者が公務員の世帯）
- ③令和4年3月31日までに生まれた児童手当（本則給付）の支給対象児童（新生児）

2) 支給対象者

上記に記載のある児童の保護者（美波町に住所を有する）のうち、生計を維持する程度の高い者に支給されます。（児童手当《本則給付》受給者もしくはそれに準ずる対象者）

3) 給付額

対象児童1人につき10万円

4) 申請締め切り

令和4年2月28日（新生児については、出生届後に福祉課窓口、または支所でご相談ください）

5) 申請書類（申請書は美波町のホームページからもダウンロードできます）

対象児童	申請書類等	注意事項
①令和3年9月30日時点で高校生などの児童	○申請書 ○申請対象者の本人確認書類の写し ○振込先金融口座の写し	美波町に住民票のある方は申請書を送付しております。（保護者の住居地での申請となりますのでご注意ください）
②令和3年9月分の児童手当支給対象となる児童	○申請書 ○申請対象者の本人確認書類の写し ○振込先金融口座の写し ※児童手当の支給をされている公務員の方は支給されていることがわかる書類が必要です。	公務員の方は令和3年9月分の児童手当が振り込まれたことがわかる書類（給与明細など）。証明する書類がない場合にはホームページに載せている様式を使用してください。
③令和4年3月31日までに生まれた児童手当の支給対象児童（新生児）	美波町で児童手当の認定を受ける方は福祉課、または支所へお立ち寄りください。	

※美波町に住民票がない配偶者・対象児童については、令和2年度所得課税証明書や住民票の提出が必要になります。

※基準日（令和3年9月30日）以降美波町に転入した方は、転入前の市区町村から支給となります。

※基準日以降児童手当の受給者を変更した場合であっても、令和3年9月分を受け取った受給者への支給となります。

※本人確認書類とは（運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード等）です。通知カードは本人確認書類には使用できません。

※振込先金融口座とは（金融機関名、口座番号、口座名義人/カナ）がわかる通帳やキャッシュカードの写しです。

「子育て世帯への臨時特別給付金」に関する
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください!!

ご自宅や職場などに美波町から問い合わせを行うことがあります。ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに美波町の窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。

【お問い合わせ】
福祉課 ☎ 77-3614

美波町国民健康保険の加入者のうち

介護保険適用除外施設に入所された方へ

国民健康保険に加入されている40～60歳の方（介護保険第2号被保険者）が、以下の介護保険適用除外施設に入所された場合は、介護保険の被保険者とならないため、入所期間中はその人にかかる国民健康保険税のうち「介護納付金分」の納付が免除されます。対象施設に入所された時は、役場税務課または由岐支所へ必ず届出をお願いします。また、現在、納付を免除されている方が施設を退所された場合も必ず届出をしてください。



○対象施設

適用除外施設に該当するかどうかは入所している施設にお問い合わせください。

- ▶ 障害者支援施設
- ▶ 指定障害者支援施設（障害者自立支援法による生活介護及び施設入所支援の支給決定を受けて入所している方）
- ▶ 重症心身障害児施設
- ▶ 厚生労働大臣が指定する医療機関（国立病院機構徳島病院の進行性筋萎縮症児病棟）
- ▶ 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設
- ▶ ハンセン病療養所
- ▶ 生活保護法に定める救護施設
- ▶ 労働者災害補償保険法に規定する施設
- ▶ 指定障害福祉サービス事業者である病院（障害者自立支援法に規定する療養介護を行う場合のみ）

○手続きに必要なもの

- 1) 保険証
- 2) 施設入所（退所）証明書
- 3) 介護保険適用除外該当（非該当）届出書

※2・3の書類は、役場税務課または由岐支所で受取れます。

【お問い合わせ】
税務課 ☎ 0884-77-3615